

2022年4月

『2021年 原子力規制関係法令集』の訂正につきまして

本書第Ⅰ巻第二編321ページ「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」におきまして、令和3年法律第53号による改正の施行期日に誤りがございました。

謹んでお詫び申し上げますとともに訂正させていただきます。

八号)における法人の役員の資格を成年被
後見人又は被保佐人であることを理由に制
限する旨の規定について、この法律の公布
後一年以内を別途として検討を加え、その
結果に基づき、当該規定の削除その他の必
要な法制上の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和三年六月二日法律第五三号抄)
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して
二月を超えない範囲内において政令で定め
る日から施行する。(ただし書略)

注 「政令で定める日」Ⅱ令和三年六月政令第一
七八号により、令和三年七月一日から施行

(政令への委任)

第二条 この法律の施行に関し必要な経過措
置は、政令で定める。